

江の島ヨットハーバー(湘南港)利用者案内

施設利用上の注意事項やルール、心得等のガイドです。
当施設を快適かつ安全にご利用いただくため十分にお読みください。

<施設等の利用できる時間>

(1) 施設ゲートのオープン時間

通常期間・・・08:00～18:00

夏期間（6月の土日、7、8月）、ゴールデンウィーク期間
・・・07:30～19:00

（ゴールデンウィーク期間については、年によって変動があるため、ホームページ等でお確かめください。）

(2) 受付窓口のオープン時間

通常期間・・・08:30～17:00

夏期間（6月の土日、7、8月）、ゴールデンウィーク期間、
・・・08:00～18:00

*この利用時間以外に施設を利用する場合は、「湘南港施設時間外立入届」を提出して下さい。

(3) 施設の休所日

通常期間・・・火曜日（火曜日が祝日にあたる場合はその翌日）

（夏期間：6月・7月・8月、及びゴールデンウィーク期間・・・無休）

*休所日はディンギーの出艇はできません（整備の為の立ち入りは可能）
クルーザー等については、艇長責任により、事前に諸手続きの上、出艇可能です。



＜ヨットハウス利用方法＞

(1) ミーティングルームA1, A2, B, F (1F)

大会運営室、オリンピックメモリアルルーム (2F)

予約についてはヨット競技等の優先予約を除き、2か月前の1日から窓口またはお電話で受け付けます。(月初めの1日が火曜の休所日に当たる場合は翌日からになります) *各諸室の料金表はホームページをご覧ください

(2) 更衣室 (1F)

「シャワー・更衣室」の更衣コーナーは無料で利用できます。

(3) シャワー室 (1F)

シャワーコーナーは (有料) ¥220 になります。

利用料は窓口で事前にお支払いください。

ロッカーキーの付いたリストバンドをお渡しします。

(4) 船具ロッカー (別棟)

船具ロッカー (有料)

大型-¥15,600 中型-¥10,360 小型-¥5,230 / 年間

大型-¥510 中型-¥300 小型-¥200 / 日貸

ご希望の方は、窓口申し出てください。

(6) 貴重品ロッカー

貴重品専用ロッカー (有料) ¥100 があります。

＜セーリングセンターの利用方法＞

(1) ご利用できる方

湘南港ヨットハーバーを利用されている方 (以下に該当する方)

- ① ヨット競技に係る大会、練習、教育活動、普及啓発、艇の整備その他ヨット競技に係る諸活動のために利用する場合
- ② 会議室等利用日において、湘南港で船舶の係留または陸置の利用承認を受けている方、もしくは、受ける見込みのある方
- ③ その他知事が特に必要と認めた場合

(2) 利用対象施設

- 1F 大会議室 (1)、艇整備庫 (1.2)
- 2F 会議室 (A. B)
- 3F 海面監視室 (A. B. C. D)

*医務室の利用は、大会開催時に限ります。また、なぎさのバルコニー、屋上については (2022.1月現在)利用できません

(3) 予約方法

大会優先予約を除き、2ヵ月前の1日 (休業日の火曜日を除く) より窓口またはお電話で受付します

(4) 利用料金

上記 (1) ①. ②に該当する場合は5割減額となります

*各諸室の料金表はホームページ (「2021年12月6日付けお知らせ」) から、または、右のQRコードからご覧ください。



<ヨットヤードの利用方法>

1 施設利用手続き

(1) 艇保管施設利用承認ステッカーの表示について

ア 利用承認後、交付されたステッカーは、必ず艇の船尾面(トランサム)に貼り、標示してください。

「船台用名札」は、船台の見やすい位置に取り付けてください。

イ 利用期間中に、このステッカーや船台札が剥がれたり損傷したときは届け出てください。

ウ この標識のない艇は、未承認利用とみなします。

(2) 係留及び陸置の場所について

利用承認された艇は、指定された場所に、正しく係留又は陸置してください。

指定された場所以外には、係留又は陸置はできません。

(3) 出港及び帰港手続について

出港、帰港申告は、安全管理上最も重要な手続です。出艇管理システムまたは窓口で必ず行ってください。整備等で来港した場合でも窓口へ届け出てください。

(4) クレーン利用について

クレーン利用の際は、窓口で所定の手続をとってください。(3tクレーンの利用については各種条件がありますので窓口にご相談ください)
クレーンの操作中は危険ですので、係員の指示に従ってください。

(5) 艇の一時搬出及び再搬入について

利用期間中に艇を施設外に一時搬出する場合は、「一時搬出届」を窓口へ提出してください。また、搬入の際は、窓口へ申請して係員の確認を受けてください。なお、いずれも休所日は極力避けていただき、やむを得ない場合は、前日までに「湘南港施設時間外立入届」の提出をお願いします。

(6) 競技会の開催について

レース等を開催する場合は、規模の大小にかかわらず、概要が固まった時点で速やかに「競技会等開催届」を提出するとともに指定管理者と事前打ち合わせを行ってください。

(7) 船舶用燃料の販売について

クルーザー陸置ヤードに軽油とレギュラーガソリンを扱う陸上販売施設があります。ご利用については、フロントで料金を支払い、販売券と携行缶を販売施設係員にお渡しください。携行缶への給油は係員が行います。なお、艇への補給はご自身で行う方式です。また、販売は100単位となります。

<艇保管施設の更新等の手続について>

(1) 更 新

- ① 係留施設又は陸置施設について、利用承認期間満了後も引き続き利用する場合は、指定管理者より承認期間満了日のご案内を差し上げますので、満了日前45日から15日までの間に、所定の手続を行ってください。
- ② 手続をしないで、利用承認期間満了日を過ぎた場合は、以後、施設の利用承認をしない場合がありますのでご注意ください。

(2) 艇の変更

- ① 艇の変更（入替）については、一定の条件があります。
- ③ 変更する艇の大きさは、承認施設の規格の範囲以内とします。
- ④ 艇の変更にあたっては、事前の届出及び承認等の手続が必要です。

(3) 利用名義等の変更

- ① 名義人及び共同利用者の変更等には、一定の条件があります。
- ② 名義人及び共同利用者の変更等に当たっては事前に申請手続等が必要です。

(4) 利用承認事項等変更の届出

利用期間中に、住所、氏名、連絡先等承認事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

(5) 利用廃止の届出

艇保管施設の利用を廃止する場合は、事前に「施設利用廃止届」の届出が必要です。

*各種手続きについての詳細は、フロントでお問い合わせください。また、各種用紙は、江の島ヨットハーバーホームページからダウンロードが可能です。

<海上での事故防止について>

- (1) 当ハーバーでは、主にディンギーに対し、「出艇注意」または「出艇禁止」の指導を吹流しの掲揚により行っています。掲揚の目安としては次の通りです。

- ・「出艇注意」・・・黄色の吹流し掲揚・・・海面状況が悪化しつつある。または悪化が予想された場合。（各種状況がありますが、強風の目安としては10m/s）
- ・「出艇禁止」・・・赤色の吹流し掲揚・・・注意報、警報等の発令や海面状況が悪化した場合。（各種状況がありますが、強風の目安としては13m/s）

また、上記とは別に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合は、次の吹流しが掲揚されます。

- ・「津波警戒避難」・・・オレンジ色と黒色の斑模様の吹流し掲揚・・・津波の危険あり、高台または海上にいて高台に登る時間がない艇は、沖に避難せよ。
- *以上の各吹流しは、ハーバー南東側にある「ミズンマスト」に掲揚されます。

(2) 出港時は、必ず「出艇申告」をし、救命胴衣を着用してください。帰港時は必ず「帰着申告」をしてください。また、救命胴衣を忘れた場合は、窓口にレンタルが用意してありますので申し出てください。

(3) 湘南港帆走エリアには危険個所がいくつかあり、この周辺は十分に注意して近づかないでください。

- ・ 定置網周辺（小型定置網含む）
- ・ 腰越前テトラや江の島堤防防波堤テトラ付近
- ・ 湘南港江の島灯台（白灯台）及び本船岸壁突端付近（鴨根という暗礁があり、防波堤突端付近では釣り人による釣り糸が伸びている場合があります。）
- ・ 夏期の東浜海水浴場周辺及び冬場の腰越沖に設置される「ワカメ網」周辺

(4) 海上での事故やトラブルが発生した場合、またはそれを見かけた場合は、すみやかに窓口に電話連絡をお願いします。

*なお、ハーバー内の詳しいルールなどについては、各事例やエピソードを含んだ「江の島ヨットハーバーセーフティガイド（ハーバーマスター作成版）」をご覧ください。（ホームページ「ご利用案内」から、または、下のQRコードからご覧ください。）



避難場所の事前確認はこちらから

（2022.1月改定）

湘南港指定管理者

（株）湘南なぎさパーク湘南港管理部

0466-22-2128